

株主の皆様へ

東京都港区新橋二丁目2番9号
ケネディクス株式会社
代表取締役社長 川島 敦

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面の郵送またはインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成25年3月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

インターネット等による議決権の行使に際しましては22頁～23頁記載の「インターネット等による議決権行使に当たってのお願い」をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものとしたします。

【代理人による議決権行使の場合】

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年3月27日（水曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号 航空会館 7階大ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第18期（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第18期（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）
計算書類の内容報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 監査役補欠者1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬（取締役報酬総額の内枠）改定の件

<株主提案（第5号議案から第7号議案まで）>

- 第5号議案 定款一部変更の件（廉価MBOの禁止）
第6号議案 定款一部変更の件（少子化対策）
第7号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

以 上

-
- （1） 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.kenedix.com/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 - （2） 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - （3） ご出席に当たり資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - （4） 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の①および②の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知への記載にかえて、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kenedix.com/>）に掲載しております。

①連結計算書類のうち連結注記表（第18期）

②計算書類のうち個別注記表（第18期）

なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

＜会社提案（第1号議案から第4号議案まで）＞

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため社外取締役を1名増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
1	かわしま あつし 川島 敦 (昭和34年1月4日生)	平成10年6月 当社入社 平成13年3月 当社取締役（副社長） 平成15年1月 当社取締役兼執行役員（不動産投資アドバイザー部長） 平成15年3月 当社執行役員 COO（不動産投資アドバイザー部長） 平成16年8月 当社執行役員 COO 平成17年3月 当社取締役 COO 兼執行役員 平成19年1月 当社取締役 COO 平成19年3月 当社代表取締役社長（現任） 平成22年5月 株式会社マックスリアルティ取締役 [重要な兼職の状況] クネックス・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役	2,706株	なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	会 社 の 特 別 の 利 害 関 係
2	<p style="text-align: center;">よし かわ たい じ 吉 川 泰 司 (昭和27年11月2日生)</p>	<p>平成10年 2月 当社入社 平成13年 10月 当社管理本部長 平成15年 1月 当社執行役員 CFO 平成15年 3月 当社取締役兼執行役員 CFO 平成19年 1月 当社取締役 CFO 平成21年 3月 当社取締役（経営企画部及びリサーチ戦略部管掌） 平成22年 2月 当社取締役経営企画部長 平成22年 9月 当社取締役（経営企画部、総務・人事部管掌） 平成23年 10月 当社取締役（経営企画部、総務・人事部、財務・経理部、業務統括部管掌） 平成24年 2月 当社取締役（総務・人事部、財務・経理部、業務統括部管掌）（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] 株式会社シー・アント・ケー 代表取締役</p>	686 株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
3	みや じま たい すけ 宮 島 大 祐 (昭和37年4月17日生)	平成 10年 4月 当社入社 平成 16年 1月 ケイダブリュー・リート・マネジメント株式会社（現ケネティクス・オフィス・パートナーズ株式会社） 出向 代表取締役 平成 17年 4月 同社代表取締役（転籍） 平成 17年 5月 ケネティクス不動産投資法人 執行役員 平成 24年 2月 当社顧問 平成 24年 2月 ケネティクス・オフィス・パートナーズ株式会社 取締役 平成 24年 3月 ケネティクス・アセット・マネジメント株式会社 取締役（現任） 平成 24年 3月 当社取締役（アセット・マネジメント事業管掌）（現任） [重要な兼職の状況] ケネティクス・アセット・マネジメント株式会社 取締役	858株	なし

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	会社との 特別の 利害関係
4	うえ まつ たかし 植 松 丘 (昭和24年1月29日生)	昭和48年4月 野村不動産株式会社 入社 平成6年6月 同社事業企画部長 平成9年6月 同社取締役事業部長 平成13年6月 同社常務取締役資産 運用カンパニー長兼 IT 戦略推進室長 平成15年6月 同社専務取締役資産 運用カンパニー長 平成20年3月 東京海上不動産投資 顧問株式会社代表取 締役社長 平成23年3月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 国立大学法人政策研究大学院大学客員 教授 学校法人日本大学大学院非常勤講師 社団法人日本不動産学会 常務理事	なし	なし
5	しお ざわ しゅう へい 塩 澤 修 平 (昭和30年9月19日生)	昭和61年11月 ミネソタ大学 Ph. D. (経 済学博士)取得 昭和62年4月 慶應義塾大学経済学 部助教授 平成6年4月 慶應義塾大学経済学 部教授(現任) 平成13年1月 内閣府国際経済担当 参事官 平成17年10月 慶應義塾大学経済学 部部長 平成20年4月 公認会計士試験委員 平成24年3月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 慶應義塾大学経済学部教授	なし	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
6	※ いちかわ やすお 市川 康生 (昭和23年7月15日生)	昭和46年4月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 平成12年5月 同社執行役員東京第一法人営業本部長兼 神奈川法人営業本部長 平成13年3月 退任 平成13年4月 住友不動産販売株式会社顧問 平成13年6月 同社常務取締役 平成16年6月 同社専務取締役 平成17年6月 退任 平成17年6月 株式会社熊谷組専務 平成23年4月 同社執行役員副社長 (現任) 平成23年6月 同社取締役副社長 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社熊谷組取締役副社長	50株	なし

※は、新任取締役候補者であります。

(注) 植松丘氏、塩澤修平氏及び市川康生氏は、社外取締役候補者であります。

また、当社は植松丘氏及び塩澤修平氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。植松丘氏及び塩澤修平氏の両名が原案通り選任された場合、両氏が引き続き独立役員となる予定です。

「社外取締役候補者とした理由及び社外取締役との責任限定契約について」

(1) 社外取締役候補者とした理由について

植松丘氏につきましては、不動産証券化業界における豊富な実務経験と専門的な知識に基づき、当社株主の利益を保護する観点から取締役の業務執行を監督していただくため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。

塩澤修平氏につきましては、経済学部教授としての豊富な知識と経験に基づき、独立した立場から、株主を重視した企業経営のありかたについて、引き続き取締役を監督する観点での助言、提言を行っていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年間であります。

市川康生氏につきましては、金融、建設・不動産業界における豊富な実務経験と経営者としての見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役との間で社外取締役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる旨を定める責任限定契約を締結しております。植松丘氏、塩澤修平氏及び市川康生氏が原案通り選任された場合、植松丘氏及び塩澤修平氏との現在の契約は引き続き効力を有し、また、市川康生氏とは新たに契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次の通りであります。

- ① 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役濱口治孝及び船橋晴雄の両氏が任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次の通りであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
1	はまぐち はる たか 濱口 治 孝 (昭和28年3月8日生)	昭和 50年 4月 三菱商事株式会社入社 昭和 60年 7月 世界銀行へ出向 平成 元年 8月 三菱商事株式会社復職 平成 13年 2月 ヒューイット・アソシエツ株式会社入社 平成 13年11月 ヒューイット・アソシエツ株式会社取締役 平成 15年12月 当社入社 平成 16年 7月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社へ出向 専務取締役 平成 18年 7月 当社復帰後営業推進部長等歴任 平成 20年10月 当社経営企画担当役員補佐 平成 21年 3月 当社監査役（現任） 平成 23年 5月 ケネティクス・アセット・マネジメント株式会社監査役（現任） [重要な兼職の状況] ケネティクス・アセット・マネジメント株式会社監査役	63 株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社との特別の利害関係
2	ふな ぼし はる お 船橋晴雄 (昭和21年9月19日生)	<p>昭和 44年 7月 大蔵省入省 平成 12年 7月 国土庁官房長 平成 13年 7月 国土交通省国土交通審議官 平成 15年 2月 シリウス・インスティテュート株式会社 代表取締役 (現任) 平成 16年 5月 国立大学法人一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教授 平成 16年10月 ケイダブ・リ्यू・リート・マネジメント株式会社 (現ケネテックス・オフィス・パートナーズ株式会社) 監査役 (現任) 平成 16年10月 ケイダブ・リ्यू・ベンションファンド・アドバイザーズ株式会社 (現ケネテックス・アドバイザーズ株式会社) 監査役 (現任) 平成 17年 3月 当社監査役 (現任) 平成 19年12月 株式会社ハナグループ 監査役 (現任) 平成 21年 6月 第一生命保険株式会社取締役 (現任) 平成 23年12月 イービエス株式会社監査役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] シリウス・インスティテュート株式会社 代表取締役 ケネテックス・オフィス・パートナーズ株式会社 監査役 ケネテックス・アドバイザーズ株式会社 監査役 株式会社ハナグループ 監査役 第一生命保険株式会社 取締役 イービエス株式会社 監査役</p>	なし	なし

(注) 船橋晴雄氏は、社外監査役候補者であります。

また、当社は船橋晴雄氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。船橋晴雄氏が原案通り選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。

「社外監査役候補者とした理由及び社外監査役との責任限定契約について」

(1) 社外監査役候補者とした理由について

船橋晴雄氏につきましては、行政機関(旧大蔵省及び国土交通省)における金融及び不動産の両領域にわたる企業指導の経験、主催するシリウス企業倫理研究会の研究実績に基づく専門的な視点によるコーポレート・ガバナンスの観点から当社の監査を行っていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

同氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年間であります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役との間で社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる旨を定める責任限定契約を締結しております。船橋晴雄氏が原案通り選任された場合、現在の契約は引き続き効力を有します。

その契約内容の概要は次の通りであります。

- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役補欠者1名選任の件

監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役補欠者の選任の効力は、当社定款第31条の定めに従い、選任後最初に到来する定時株主総会が開催される時までの間といたします。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役補欠候補者は次の通りであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	会社と特別の利害関係
さ ぬき よう こ 佐 貫 葉 子 (昭和24年4月3日生)	昭和 56年 4月 弁護士登録 米津合同法律事務所 平成 13年11月 NS 総合法律事務所開設 平成 15年 6月 株式会社クラヤ三星堂 (現 株式会社メテイルホールディングス) 社外監査役 平成 19年 6月 明治乳業株式会社社外監査役 平成 21年 4月 明治ホールディングス株式会社社外取締役(現任) 平成 23年 6月 株式会社りそな銀行社外取締役 平成 24年 6月 株式会社りそなホールディングス社外取締役(現任) [重要な兼職の状況] NS 総合法律事務所 所長 明治ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社りそなホールディングス社外取締役	なし	なし

(注) 佐貫葉子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

「補欠の社外監査役候補者とした理由及び社外監査役就任の際の責任限定契約について」

(1) 補欠の社外監査役候補者とした理由について

佐貫葉子氏につきましては、弁護士としての専門的な法務知識と企業経営における豊富な実務経験に基づく監査が期待できることから、監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

当社は、社外監査役との間で社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる旨を定める責任限定契約を締結しております。佐貫葉子氏

が、原案通り選任され、その後、監査役の員数を欠くことになった場合、同氏が社外監査役に就任し、当社とは責任限定契約を締結する予定です。

その契約内容の概要は次の通りであります。

- ① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第4号議案 取締役の報酬（取締役報酬総額の内枠）改定の件

当社が競争力あるアセットマネジメント会社として持続的な成長を続け、株主価値を増大するためには、当社の成長に貢献できる優秀な人材を継続的に確保していくことが極めて重要であると考えています。その観点から、当社では、経営陣に関する報酬について、以下の3点に基づいた方針を持っています。

- (1) 株主との利益の一致
- (2) 会社および個人の業績の反映
- (3) ゴーイングコンサーンとしての企業形態の維持発展への貢献

こうした観点から、現在の取締役の報酬等の額は、平成19年3月27日開催の当社第12回定時株主総会及び平成23年3月29日開催の当社第16回定時株主総会において、固定枠 年額2億円以内（うち社外取締役20百万円以内）、変動枠（前事業年度の連結当期純利益の3%以内（うち、社外取締役分0.3%以内））として、ご決議をいただいたものでありますが、当社取締役の士気向上に加え、当社取締役の業績及び株主利益の連動性を一層高めることを目的とし、当該報酬等の固定枠の額の範囲内で、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、後記のとおり割り当てることにしたいと存じます。

また、コーポレート・ガバナンス機能をより高めることを目的に、変動枠の内、社外取締役への報酬配分を廃止したいと存じます。

本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定していることから、その内容は相当なものであると考えております。なお、本件ストックオプションは、平成25年中に割当を予定しております。

また、本件ストックオプションとしての新株予約権については、その割当てに際して公正価格を基準として定める払込金額の払込みに代えて、本議案によるストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等に基づく取締役（社外取締役を除く）の報酬債権をもって相殺する方法により払込みがなされることを予定しております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案のご承認が得られますと、取締役は6名（うち社外取締役は3名）となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的である株式の総数は、取締役（社外取締役を除く）に対して 6,000 株を、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数の上限とする。

各新株予約権の目的である株式の数（以下付与株式数という）は 1 株とし、付与株式数が調整された場合には、取締役（社外取締役を除く）に交付する株式の総数につき、調整後の付与株式数に下記②の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。付与株式数の調整は、本議案の決議の日（以下決議日という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ）または株式併合を行う場合には、次の算式により行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

また、決議日以降、当社が合併または会社分割を行う場合その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする際には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数 6,000 個を、新株予約権の数の上限とする。

③新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日を3年経過した日から3年以内の範囲で、取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の行使の条件

一定の業績条件を達成した場合に行使できるものとするなど、新株予約権の行使の条件については、取締役会において定める。

(ご参考)

新株予約権者は、平成25年2月14日に策定した平成25年度を初年度とする3か年の中期経営計画（その後の変更を含みます）における一定の事項（配当実施及び受託資産残高）の達成をストックオプションの行使条件とします。

具体的な割当日等を含むストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項等については、現時点で未定であり、別途取締役会において定めるものとします。

また、当社は本総会終結の時以降、割り当てる個数を除き前記のものと同内容の新株予約権を、当社の従業員46名に対し、当社が必要と判断する個数を、当該新株予約権の公正価格を基準として決定される額を払込金額として発行する予定であります。

発行の目的は、従業員の士気の向上に加え、従業員の業績及び株主利益の連動性を一層高めるためであります。

かかる新株予約権について割り当てる個数は総数16,000個を上限とし、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式の数は総数16,000株を上限といたします。

なお、従業員を対象とする本制度については、本議案の決議結果にかかわらず導入する方針です。

＜株主提案（第5号議案から第7号議案まで）＞

第5号議案から第7号議案までの各議案は、株主（1名）からのご提案によるものです。（ご提案者の保有株式数は300株（発行済株式総数の0.01%）でございます。）

各議案の提案の内容及び提案の理由は、原文のまま、提案された順に記載しております。

第5号議案 定款一部変更の件（廉価MBOの禁止）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「MBO等により株式を全部取得する場合は、その価格は1株につき30万円を下回ってはならない。」

2. 提案の理由

現在、いわゆるアベノミクスによる金融緩和により、不動産関連銘柄は、上昇基調にある。当社株式は、2006年に40万円をつけ、その後もリーマンショックまでは30万円前後で推移していた。従って、今後金融緩和の進展により、当社の株式は30万円程度に回復する可能性が高い一方、現状では2万円前後に留まっている。このような状況下では、経営者は時価に若干のプレミアムを載せた額で株主から強制的に株式を収用することにより、不当に利益を受けることが可能である。しかし、このような利益は、株主の損失においてもたらされるものであり、許されるものではない。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の株式の価格は、当社をとりまく経済環境・社会情勢・業界動向、さらに当社の経営に関する特異性等によって市場で評価されているものであり、定款上で株式の価格を制限することは、株主共同の利益または企業価値の向上のいずれにも資するものではないと判断したためであります。

なお、当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員として東京証券取引所が定める基準を満たした「独立役員」を社外取締役2名、社外監査役2名の合計4名届け出ております。

当社の株主価値に重要な影響を与える事柄については、従来より、役員総数9名のうち、4名の独立役員を含んだわが国でも有数のガバナンス機能の高い取締役会により、株主の皆様の最善の利益を実現する選択肢について、真摯に検討したうえで決

定しております。

また、当社は、アセットマネジメント会社としてのビジネスモデルを確立することにより、株主価値の一層の向上をめざしております。具体的な取り組みとしては、住宅 REIT の新規立ち上げを含む J-REIT の成長、新規私募ファンド組成と顧客投資家との共同投資等により、収益基盤となる 1 兆円を超える受託資産残高 (AUM) を積み上げてきております。独立系のアセットマネジメント会社としてさらに成長するための経営基盤強化のために、今後も一層の AUM 積み上げ等により、さらなる事業の成長を目指し、株主の皆様のご期待に応えていく所存です。

したがって、定款に本議案のような規定をあらためて設けることは不要と考えます。

第6号議案 定款一部変更の件（少子化対策）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「当社の女性従業員が子供を出産した場合、百万円の出産奨励金を支払うものとする。」

2. 提案の理由

少子高齢化の進展は、不動産に対する需要の低下を招来し、長期的にみて不動産業を営む当社の業績低下要因となっている。今日、女性の社会進出により、出産可能な若い女性の多くが就労しているが、雇用する企業側は、残業をさせにくいなどの理由で女性労働者の出産を歓迎しない風潮があり、これが少子化の原因の一つとなっている。そこで、出産女性労働者に奨励金を支払うことにより、これを歓迎する姿勢を見せて少子化を食い止め、将来における業績低下を防止すべきである。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社グループにおいては、経営環境が多様化し急速に変化するなか、「多様性:ダイバーシティ」は当社の成長の重要な原動力であると考えております。様々なバックグラウンドを持った優れた人材を確保し育成することにより、当社の競争力を高めることが可能になります。現在、女性の全社員における就労比率は約30%であり、当社の事業成長に大きく貢献しております。よって、女性が長期にわたって活躍できる環境を構築することは、当社の重要な経営課題の一つとなっており、様々な施策をとっております。その結果、現在、出産後も多くの女性従業員が職場復帰のうえ活躍している状況です。今後も、ご提案のあった出産見舞金の検討も含め、女性が長期的に活躍できる環境の整備を続けます。

ただし、従業員への慶弔見舞金等は就業規則で定めており、ご提案のあった出産見舞金に関する項目を定款に設けることは労働条件の硬直化を招くことから、従業員および株主それぞれにとって得策ではなく、当社の企業価値の向上に資するものではないと判断いたしました。

したがって、定款に本議案のような規定をあらためて設けることは不要と考えます。

第7号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

1. 議案の要領

定款に以下の条文を加える。

「事業年度毎の取締役および監査役の報酬、賞与額については、1億円を上回るか否かに関らず、個々の取締役および監査役毎にその金額を、当該事業年度の株主総会の招集通知に添付する参考書類に記載して開示する。」

2. 提案の理由

株主から経営を任されている役員報酬の額を株主に知らせることは、役員に対する責務である。当社が役員報酬を率先して開示することは透明性のある情報開示に熱心な企業として、国際的信用を高め、株主の負担にこたえ企業価値を増大させるものである。過去20年間で株主に高いリターンを還元している米英の資本市場では、報酬個別開示が当然で、不都合が生じたことではなく SAY ON PAY（報酬支払いに関して株主が総会で物言うことを認める仕組み）の導入の前提にもなる。提案者は株主価値を増加させるより優秀な経営者を雇用するために報酬を多く払うことには反対ではない。ソニーの平成19年の同提案44.3%、平成23年のみずほFG株主総会でも、少なくとも32%の賛成を得ている。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

まず、当社経営陣のコーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みについてご説明したうえで、当社経営陣の報酬に関する考え方及び本議案に対する反対理由をご説明いたします。

当社のコーポレート・ガバナンスへの取り組みでございますが、当社は従来より、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員として東京証券取引所が定める基準を満たした「独立役員」を社外取締役2名、社外監査役2名の合計4名を届け出ており、当該社外役員は取締役会においてそれぞれの専門的見識を踏まえて積極的に発言し、取締役会の議論をリードしております。また、第1号議案が可決されますと、取締役6名のうち3名が社外取締役となり、一層コーポレート・ガバナンスの効いた体制になるものと考えております。

次に、経営陣に関する報酬についての考え方でございます。

当社が競争力あるアセットマネジメント会社として持続的な成長を続け、株主価値を増大するためには、当社の成長に貢献できる優秀な人材を継続的に確保していくことが極めて重要であると考えています。その観点から、経営陣に関する報酬については、以下の3つの原則に基づいています。

- (1) 株主との利益の一致
- (2) 会社および個人の業績の反映

(3) ゴーイングコンサーンとしての企業形態の維持発展への貢献

具体的には、当社の取締役報酬は、平成 19 年 3 月 27 日開催の当社第 12 回定時株主総会及び平成 23 年 3 月 29 日開催の第 16 回定時株主総会において、固定枠 年額 2 億円以内（うち、社外取締役分 20 百万円以内）及び変動枠 前事業年度の連結当期純利益の 3%以内（うち、社外取締役分 0.3%以内）の合計額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）としてご承認いただき、今日に至っております。

また、監査役の報酬額につきましては、活動状況等を基準に監査役の協議により決定しております。

株主価値のさらなる増大につながる報酬制度構築の一環として第 4 号議案を上程いたしました。

第 1 号議案、第 4 号議案が原案通り承認可決されますと取締役報酬固定枠年額 2 億円以内の内枠として常勤取締役（3 名）の固定報酬は、金銭報酬と新株予約権による報酬の合計 180 百万円以内、また変動枠は前事業年度の連結当期純利益の 3%以内と改訂され、社外取締役（3 名）の報酬は固定枠 20 百万円以内のみとなり、従来にも増して取締役の報酬と当社の業績及び株主利益の連動性を高めたものとなります。

役員報酬開示にあたりましては、取締役及び監査役別の報酬等の総額及び支給人数について、事業報告において従来より開示しております。

このように、当社の報酬開示の取扱は、現行の法令や実務慣行に照らしても、また、コーポレート・ガバナンス上の観点からも十分であると判断いたしております。

また、当社が社外役員の割合を含めて我が国上場企業でもトップクラスのコーポレート・ガバナンス体制を築いているのも、現在の報酬開示体制が適切であることを反映しているものと考えております。

一方で、当社は役員報酬に限らず、国内外の株主及び投資家の皆様にとって有益な情報開示に今後とも努めてまいる所存であり、役員報酬開示のあり方についてはあらためて検討させていただきます。

しかし、本議案のように金額の多寡にかかわらず、全役員の報酬の個人別開示を強制する規定は、引き続き独立性の高い社外役員を招聘するうえでも、得策とは言えず、定款にあらためて設ける必要はないと考えるものです。

以 上

株主の皆様へ

ケネディクス株式会社

インターネット等による議決権行使に当たってのお願い

インターネットによる議決権行使は、この議決権行使専用ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承のうえご利用いただきますようお願い申し上げます。

1. システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が 横 800×縦 600 ドット (S V G A) 以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

ア. Microsoft® Internet Explorer Ver. 5.01 SP2 以降

イ. Adobe® Acrobat® Reader™ Ver. 4.0 以降または、Adobe® Reader® Ver. 6.0以降 (画面上で参考書類等をご覧ください)

※Microsoft® およびInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※Adobe® Acrobat® Reader™、 Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (3) インターネットの接続に、ファイアウォールなど設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。
- (4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能 (ポップアップブロック機能等) をご利用されている場合は、解除 (または一時解除) のうえ、ご利用ください。

2. 議決権行使のお取り扱い

(1) インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、インターネットと書面が同日に到着した場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

(2) インターネットによる議決権行使は、総会開催日前日の午後5時30分までに行行使されるようお願いいたします。

3. パスワードのお取り扱い

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に保管願います。

パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。

(2) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120(652)031

(受付時間 9:00~21:00)

(2) その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120(782)031

(受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができますのでご案内いたします。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 平成24年1月1日
至 平成24年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、震災復興関連の公共事業拡大や底堅い個人消費等を背景に景気回復の兆しが見受けられたものの、欧州債務問題による世界的な景気の減速や日中関係の影響を受けた輸出の落ち込み等により、不安定な状況となりました。

当社グループが属する不動産及び不動産金融業におきましては、J-REIT 等を対象とした資産買入基金を通じて投資口の買入が行われる等、日本銀行による政策的な後押しを受けたほか、J-REIT の新規上場や新投資口発行に伴う物件取得が活発に行われたうえに、オフィスビルの平均空室率が低下する等、不動産市況において回復の兆しが見受けられます。

こうした中、当社グループでは、急激な事業環境の変化に柔軟に対応すべく、平成 21 年に策定した中期経営計画に基づき①受託資産残高 (AUM) の成長、②バランスシートのスリム化、③安定的な収益構造の構築を着実に進めてまいりました。

特に本邦不動産への投資意欲を有する国内外の投資家に対して、優良案件の発掘と投資機会の提供に注力し、アセットマネジメント業務の機能を強化しながら、継続的な受託資産の増加を図っております。

当連結会計年度において当社グループは、J-REIT 市場では4年半ぶりの上場となるケネディクス・レジデンシャル投資法人の上場を実現したほか、当社グループでは過去最大の受託案件となる千代田区内幸町所在のオフィスビルや、流通形態の変化により需要が高まっている物流施設の開発案件を新規に受託するなど、変化の激しい市場の動向を迅速かつ的確にとらえながら着実に受託資産の拡充を図りました。その一方で、受託資産の売却も積極的に進めた結果、受託資産の総額は1兆1,177億円となり、前年度比で0.6%増加しました。

財務面につきましては、自己勘定保有物件の売却資金をもって借入金を返済するだけでなく、リファイナンス時において、利率等の借入条件を改善しました。これらにより、支払利息を前年度比 1,147 百万円減少（前年度比 29.2%減少）させる等、財務コストの削減及び財務体質の強化を着実に進めてまいりました。

一方で、匿名組合出資持分の譲渡に伴い 3,827 百万円を関係会社整理損として計上したほか、自己勘定保有物件について 3,223 百万円を減損損失として計上したこと、不動産を担保とした特定社債等を中心に投資有価証券評価損を 2,634 百万円計上したこと等から、12,386 百万円を特別損失に計上することになりました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は前年度比 7.5%増加の 20,957 百万円となり、営業利益は 5,837 百万円（前年度比 15.8%減少）、経常利益は 2,328 百万円（前年度比 5.5%減少）、当期純損失は 10,128 百万円（前連結会計年度は 1,313 百万円の当期純利益）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

<アセットマネジメント事業>

アセットマネジメント事業につきましては、アセットマネジメントフィーが安定して推移したほか、千代田区内幸町所在大型オフィスビルの新規受託や、ケネディクス・レジデンシャル投資法人の上場により取得時報酬であるアクイジションフィーが増加したことから、営業収益が前年度と比較して 1,474 百万円増加しました。この結果、営業収益は 7,246 百万円（前年度比 25.5%増）、営業利益は 4,185 百万円（同 27.7%増）となりました。

当該事業は、当社グループの収益源泉の主軸として位置付けており、当期における各セグメントの営業利益合計に対する当該事業から得られた営業利益の比率は 63.8%（前連結会計年度 43.2%）となり、安定的な収益構造の構築に向けて着実に前進しております。

<不動産投資事業>

不動産投資事業につきましては、自己勘定保有物件のうち、たな卸資産からの賃貸収入を計上したほか、バルク案件の物件売却を進めました。一方で、低価法によるたな卸資産評価損を1,220百万円計上した結果、営業収益は5,682百万円（前年度比16.1%減）、営業損失は782百万円（前連結会計年度は1,396百万円の営業利益）となりました。

<不動産賃貸事業>

不動産賃貸事業につきましては、自己勘定保有物件のうち、長期保有目的不動産として位置づけた固定資産から安定した賃貸収入を計上したほか、バランスシートのスリム化を図るため、自己勘定保有物件の売却を進めました。その結果、営業収益は8,880百万円（前年度比13.3%増）、営業利益は3,155百万円（同8.3%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当社グループでは、連結子会社が保有する賃貸用不動産の売却及び匿名組合出資持分の譲渡に伴う連結範囲の変更等により、当社の連結貸借対照表上の有形固定資産が56,769百万円減少しております。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度に行った資金調達のうち、主なものは以下の通りであります。

- ① 平成24年3月28日付で、金利負担の軽減を図るための既存借入金の借換を目的として、連結子会社である合同会社KRF35が株式会社三菱東京UFJ銀行及びTCIファイナンス株式会社との間で金銭消費貸借契約を締結し、金2,650百万円を調達いたしました。
- ② 平成24年7月31日付で、金利負担の軽減を図るための既存借入金の借換を目

的として、連結子会社であるケネディクス・アセット・マネジメント株式会社が株式会社三井住友銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、金 12,000 百万円を調達いたしました。

- ③ 平成 24 年 8 月 28 日付で、金利負担の軽減を図るための既存借入金の借換を目的として、連結子会社である合同会社ロゼオがメットライフアリコ生命保険株式会社との間で金銭消費貸借契約を締結し、金 5,900 百万円を調達いたしました。
- ④ 平成 24 年 9 月 28 日付で、運転資金の借入を目的として、株式会社日本政策投資銀行との間で金銭消費貸借契約を締結し、金 1,000 百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当連結会計年度においては、ケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ株式会社 が運用するケネディクス・レジデンシャル投資法人の上場を始めとし、いくつかの J-REIT が上場を果たすなど、不動産市場は改善の兆しを見せております。当社グループは、このような環境の変化を好機であると捉え、受託資産残高 (AUM) 成長によるフィー収入獲得機会の創出に積極的に取り組み、以下のような重点施策を推進し、本業であるアセットマネジメント事業を強化してまいります。

① AUM 拡大による安定的な収益基盤の強化

- 当社関連 J-REIT (ケネディクス不動産投資法人、ケネディクス・レジデンシャル投資法人及び日本ロジスティクスファンド投資法人) の成長をサポート
- 開発型ファンド、REIT 向けブリッジファンド、オポファンドを中心とした私募ファンドの組成を強化
- オペレーショナルアセット (ヘルスケア施設、商業施設、ホテル等) への取り組みを強化

② 共同投資の積極化による投資リターンの追求

- 平成 24 年 10 月新設の「エクイティ運用部」による自己勘定投資の積極化及びモニタリングの強化
- 開発型案件 (BTS 型物流施設、住宅、ヘルスケア施設等) への顧客投資家との共同投資
- REIT 向けブリッジファンドへの顧客投資家との共同投資
- オポファンドへの顧客投資家との共同投資
- 共同投資とバランスのとれた当社単独投資

③ その他体制整備等

- 平成 25 年 1 月新設の「投資家開拓チーム」による顧客投資家開拓の強化
- 国内資金による海外不動産投資のための体制構築
- 当社株主価値増大のための戦略的な買収等の機会確保

また、急速に変化していく不動産市場においては、最新の情報、最新のスキームの習得が必要であり、優秀なスタッフの充実が重要であります。そのために、従業員の士気の維持・向上に努め、継続的に優秀な人材を確保していく方針です。

金融商品取引法の施行に代表される当業界に対する規制に対しては、その動向を正確に把握し、的確で十分なコンプライアンス体制を構築してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

		第15期	第16期	第17期	第18期 (当連結会計年度)
		(平成21年12月期)	(平成22年12月期)	(平成23年12月期)	(平成24年12月期)
営業収益	(百万円)	77,831	38,589	19,486	20,957
経常利益	(百万円)	225	2,202	2,464	2,328
当期純利益 又は当期純損失(△)	(百万円)	△18,438	△2,542	1,313	△10,128
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	(円)	△23,968.93	△1,563.02	573.18	△4,420.43
総資産	(百万円)	218,603	206,228	190,426	126,270
純資産	(百万円)	54,525	71,147	71,435	56,071
1株当たり純資産額	(円)	38,577.82	26,216.42	26,587.57	22,182.10

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 又は 出資金	議決権 比率	主要な事業内容
ケネディクス・アセット・ マネジメント(株)	百万円 405	% 100.0	アセットマネジメントの監 理事業
ケネディクス・アドバイザーズ(株)	50	100.0 (100.0)	不動産ファンドのアセット マネジメント事業
ケネディクス・オフィス・ パートナーズ(株)	200	90.0 (90.0)	不動産投資信託の運用事業
ケネディクス・レジデンシャル・ パートナーズ(株)	100	100.0	不動産投資信託の運用事業
パシフィック債権回収(株)	500	49.0	債権管理回収業に関する特 別措置法に規定する債権回 収事業
Kenedix Westwood, LLC	千米ドル 26,073	100.0	米国における不動産投資案 件の発掘及び不動産投資

- (注) 1. ケネディクス・リート・マネジメント(株)は、平成24年9月1日付で、ケネディクス・オフィス・パートナーズ(株)に商号変更いたしました。
2. パシフィック債権回収(株)は、当社の議決権は49.0%ですが、支配力基準の適用により連結子会社としております。
3. 議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

当社グループの連結子会社は51社、持分法適用会社は25社であります。

この結果、当連結会計年度の営業収益は20,957百万円（前年度比7.5%増）、経常利益は2,328百万円（同5.5%減）、当期純損失は10,128百万円（前連結会計年度は1,313百万円の当期純利益）となりました。

(7) 主要な事業内容

当社グループの事業は、顧客不動産投資家に投資機会や運用・管理サービス、投資リターンを提供するアセットマネジメント事業、自己の資金をもって、ファンド組成を円滑に行うための不動産一時保有や、ファンドへの共同投資、債権投資を行う不動産投資事業、不動産の自己長期保有を通して賃貸収益を得る不動産賃貸事業で構成されております。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社：東 京 都 港 区
大阪営業所：大阪府大阪市中央区

② 子会社の主要な事業所

名称	事業所	所在地
ケネディクス・アセット・マネジメント(株)	本 社	東 京 都 港 区
ケネディクス・アドバイザーズ(株)	本 社	東 京 都 港 区
ケネディクス・オフィス・パートナーズ(株)	本 社	東 京 都 港 区
ケネディクス・レジデンシャル・パートナーズ(株)	本 社	東 京 都 港 区
パシフィック債権回収(株)	本 社	東 京 都 千 代 田 区

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業の種類別セグメントの名称	使用人数(名)
アセットマネジメント事業	127
不動産投資事業	4
不動産賃貸事業	27
全社(共通)	30
合計	188

(注) 使用人数については、就業人員を記載しており、受入出向者数を含めており
ます。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	5名増	38.7歳	4.4年

(注) 使用人数については、就業人員を記載しており、受入出向者数を含めており
ます。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
(株) 三井住友銀行	22,546
メットライフアリコ生命保険(株)	9,779
(株) 関西アーバン銀行	5,837
(株) 三菱東京UFJ銀行	4,056
(株) 三重銀行	3,765
(株) 東京スター銀行	3,491
三井住友信託銀行(株)	2,106
(株) 静岡銀行	2,029
(株) オリックス銀行	1,948
(株) みずほ銀行	1,881

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 3,500,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 2,291,186株

(3) 株主数 22,327名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	320,586株	13.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	169,590株	7.40%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT	90,453株	3.94%
伊藤忠商事株式会社	60,000株	2.61%
MORGAN STANLEY & CO. LLC	47,418株	2.06%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	46,668株	2.03%
CBNY DFA INTL SMALL CAPVALUE PORTFOLIO	44,550株	1.94%
野村信託銀行株式会社(投信口)	39,272株	1.71%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED A/C CAYMAN CLIENTS	30,476株	1.33%
株式会社SBI証券	29,670株	1.29%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成24年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 島 敦	ケネクス・アセット・マネジメント(株) 代表取締役
取 締 役	吉 川 泰 司	総務・人事部、財務・経理部及び業務統括部管掌 ケネクス・アセット・ケ 代表取締役
取 締 役	宮 島 大 祐	アセットマネジメント事業管掌 ケネクス・アセット・マネジメント(株) 取締役
取 締 役	植 松 丘	国立大学法人政策研究大学院大学 客員教授 学校法人日本大学大学院 非常勤講師 社団法人日本不動産学会 常務理事
取 締 役	塩 澤 修 平	慶應義塾大学経済学部 教授
監査役（常勤）	濱 口 治 孝	ケネクス・アセット・マネジメント(株) 監査役
監査役（常勤）	林 仁 治	ケネクス・アド・バイザース(株) 監査役 ケネクス・オフィス・パートナーズ(株) 監査役
監 査 役	菅 野 慎 太 郎	公認会計士菅野慎太郎事務所 代表 ケネクス・アド・バイザース(株) 社外監査役
監 査 役	船 橋 晴 雄	シウス・インスティテュート(株) 代表取締役 ケネクス・アド・バイザース(株) 社外監査役 ケネクス・オフィス・パートナーズ(株) 社外監査役 ケネクス・ソナグループ(株) 社外監査役 第一生命保険(株) 社外取締役 イーピー・エス(株) 社外監査役

- (注)
1. 平成24年3月27日開催の定時株主総会で宮島大祐及び塩澤修平が取締役に選任されました。
 2. 平成24年3月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役本間良輔及び柏木昇、監査役大村多聞が任期満了により退任いたしました。
 3. 取締役植松丘及び塩澤修平は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
また、当社は取締役植松丘及び塩澤修平を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
 4. 監査役菅野慎太郎及び船橋晴雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
また、当社は監査役菅野慎太郎及び船橋晴雄を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ております。
 5. 監査役菅野慎太郎は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は以下の通りであります。
執行役員（戦略投資部長、大阪営業所管掌） 池田 総司
執行役員（経営企画部長） 田島 正彦

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	取締役		監査役	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬	7名	175百万円	5名	31百万円
当事業年度に係る賞与	—	—	—	—

- (注) 1. 平成19年3月27日開催の第12回定時株主総会及び平成23年3月29日開催の第16回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内（うち、社外取締役分を20百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分を含めない。）と定めた固定枠と、前事業年度の連結当期純利益の3%以内（うち、社外取締役分0.3%以内）と定めた変動枠との合計額、監査役の報酬限度額は、年額50百万円であります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成19年3月27日開催の第12回定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を行うことについてご承認頂いております。この決議に基づき、上記以外に平成24年3月27日付にて退任した取締役2名に対し176百万円を役員退職慰労金として支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

- ・ 監査役菅野慎太郎氏は、公認会計士菅野慎太郎事務所の代表及び当社の子会社ケネクス・アドバイザーズ株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と公認会計士菅野慎太郎事務所との間に特別な利害関係はありません。
- ・ 監査役船橋晴雄氏は、シウス・インスティテュート株式会社の代表取締役であり、当社の子会社ケネクス・アドバイザーズ株式会社及びケネクス・オフィス・パートナーズ株式会社の社外監査役を兼務しております。また、株式会社パソナグループの社外監査役、第一生命保険株式会社の社外取締役及びイーピー・エス株式会社の社外監査役を兼務しております。当社とシウス・インスティテュート株式会社、株式会社パソナグループ及びイーピー・エス株式会社との間に特別な利害関係はありません。なお、当社は第一生命保険株式会社と保険取引があるほか、同社の株式を保有しております。

②社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	植 松 丘	当事業年度に開催された27回の取締役会のうち26回に出席し、不動産証券化業界における豊富な実務経験と専門的な知識に基づき、独立役員としての立場から、特にコーポレート・ガバナンス上の観点を重視した助言・提言を行っております。
	塩 澤 修 平	在任期間中に開催された22回の取締役会すべてに出席し、経済学部教授としての豊富な知識と経験に基づき、独立役員の立場から、株主を重視した企業経営のありかたについて、取締役を監督する観点での助言・提言を行っております。
監査役	菅 野 慎太郎	当事業年度に開催された7回すべての監査役会及び当事業年度に開催された取締役会27回のすべてに出席し、公認会計士としての豊富な知識と経験を持つ独立役員として、財務・経理・税務・内部統制分野を中心に取締役の業務執行を管理・監督する観点で助言・提言を行っております。
	船 橋 晴 雄	当事業年度に開催された監査役会7回すべて及び当事業年度に開催された取締役会27回のうち24回に出席し、行政機関における経験や企業倫理・経済理論の専門的な知識に基づき独立役員としてコーポレート・ガバナンスを重視した観点を助言・提言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員との間で任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる旨を定める責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次の通りであります。

社外役員が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、法令が定める額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

④ 社外役員報酬等の総額

	人数	報酬等の額
社外取締役及び監査役	6名	31百万円

- (注) 1. 上記報酬等の額には、社外役員が当社の子会社から当事業年度において役員として受領した報酬等の総額6百万円を含みます。
2. 上記以外に平成24年3月27日付で退任した社外取締役1名に対して3百万円を役員退職慰労金として支給しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるパシフィック債権回収㈱は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の他、取締役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人として適当でないと判断される場合には、監査役会の同意を得て又は監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案といたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制についての、当社の決定の概要は、以下の通りであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) コンプライアンスを経営の基本と位置づけ、コンプライアンス・マニュアルをはじめとする関連規程を整備して、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - (ロ) その徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス・オフィサーのもと、コンプライアンス部及び部門長は各部門においてコンプライアンス研修を随時実施する。
 - (ハ) 内部監査部門は、コンプライアンス・オフィサーと連携の上、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
 - (ニ) 法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・オフィサーが運営する内部通報制度を設置する。
 - (ホ) 金融商品取引法その他関係法令への適合を目的とし、内部統制に係る仕組みの構築を行い、法令及び定款違反を未然に防止する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (イ) 文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、適切に保存しかつ管理する。
 - (ロ) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (イ) 事故、災害、情報セキュリティに係るリスクについては、総務・人事部が研修の実施等を通じて事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - (ロ) 不動産投資・開発に係るリスクについては、営業部門で個別に分析・管理し、当社全体の投資規模（投資リスク）等は財務・経理部が規程を整備の上算出し、状況を定期的に取締役会に報告する。

- (ハ) 内部監査部門は、財務・経理部における投資リスクのモニタリング体制を随時監査する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役会は、中期経営計画を定め、これを毎年見直して事業部門毎の業績目標と予算を策定する。
 - (ロ) 執行役員制度を引続き堅持し、経営の意思決定の迅速化を図りながら業務執行機能の強化を行う。
 - (ハ) IT を積極的に活用することにより、月次の業績を迅速に取締役会に報告する。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社及びグループ各社における内部統制の整備に対する責任を明確にするため、当社のコンプライアンス担当取締役をグループコンプライアンス・オフィサーに任命する。
 - (ロ) 当社の内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を各社の責任者及び内部統制担当部署に報告する。
 - (ハ) グループ各社の内部統制担当部署は、上記報告に基づき必要に応じて、内部統制の改善策の指導、助言を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (イ) 監査役は、内部監査部門所属の職員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
 - (ロ) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員（以下、「監査役補助者」という。）は、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - (ハ) 監査役補助者の人事考課及び異動については、人事担当取締役が常勤監査役に報告し、了承を得るものとする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役及び使用人は、監査役に対し毎月の経営状況に加え、当社及びグループ各社の業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施結果、内部通報制度による通報状況等をすみやかに報告する体制を整備する。
 - (ロ) 取締役及び使用人は、監査役が当社及びグループ各社の業況につき報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応するものとする。
 - (ハ) 常勤監査役ないし監査役会は代表取締役社長との間で、業務執行状況等の確認のため、定期的に意見交換を行うことができるものとする。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (イ) 当社は、社会秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力との関係を遮断し、それら勢力には全従業員等が一丸となり組織的に対応する。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、万一、それら勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察等関連機関とも連携し、毅然とした態度で法的手段により対応する。
 - (ロ) 当社における反社会的勢力に関する対応主幹部門をコンプライアンス部と定め、警察、弁護士等の外部機関と連携し情報収集を行うとともに、社内啓発活動に努める。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	28,536	流動負債	20,855
現金及び預金	13,813	営業未払金	134
信託預金	827	短期借入金	2,192
営業未収入金	1,505	1年内返済予定の長期借入金	16,552
販売用不動産	9,953	1年内償還予定の社債	19
買取債権	1,628	未払法人税等	412
未収還付法人税等	733	その他	1,543
繰延税金資産	41	固定負債	49,343
その他	319	社債	3,428
貸倒引当金	△286	長期借入金	41,429
固定資産	97,733	繰延税金負債	1,156
有形固定資産	80,937	退職給付引当金	83
建物及び構築物	27,156	長期預り敷金	3,012
土地	53,721	その他	233
その他	59	負債合計	70,199
無形固定資産	170	純資産の部	
のれん	105	株主資本	51,310
その他	65	資本金	31,322
投資その他の資産	16,625	資本剰余金	31,581
投資有価証券	12,316	利益剰余金	△11,593
出資金	360	その他の包括利益累計額	△486
長期貸付金	548	その他有価証券評価差額金	△57
繰延税金資産	256	為替換算調整勘定	△429
その他	3,480	少数株主持分	5,247
貸倒引当金	△337	純資産合計	56,071
資産合計	126,270	負債及び純資産合計	126,270

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書

(自 平成24年1月1日)
(至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		20,957
営業原価		11,556
営業総利益		9,401
販売費及び一般管理費		3,563
営業利益		5,837
営業外収益		
受取利息	26	
消費税等簡易課税差額収入	98	
その他	134	259
営業外費用		
支払利息	2,782	
支払手数料	811	
持分法による投資損失	146	
その他	28	3,768
経常利益		2,328
特別利益		
投資有価証券売却益	179	
固定資産売却益	741	
その他	4	925
特別損失		
投資有価証券売却損	1,221	
投資有価証券評価損	2,634	
固定資産売却損	1,287	
減損損失	3,223	
関係会社整理損	3,827	
その他	193	12,386
匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失(△)		△9,132
匿名組合損益分配額		0
税金等調整前当期純損失(△)		△9,132
法人税、住民税及び事業税		891
法人税等調整額		△203
少数株主損益調整前当期純損失(△)		△9,821
少数株主利益		306
当期純損失(△)		△10,128

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成24年1月1日)
(至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	31,322	31,581	△1,289	61,613
当 期 変 動 額				
当期純損失(△)	—	—	△10,128	△10,128
連結範囲の変動	—	—	△175	△175
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△10,303	△10,303
当 期 末 残 高	31,322	31,581	△11,593	51,310

	その他の包括利益累計額			少数株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△206	△490	△696	10,518	71,435
当 期 変 動 額					
当期純損失(△)	—	—	—	—	△10,128
連結範囲の変動	—	—	—	—	△175
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	149	60	209	△5,270	△5,060
当期変動額合計	149	60	209	△5,270	△15,364
当 期 末 残 高	△57	△429	△486	5,247	56,071

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	12,568	流 動 負 債	15,936
現金及び預金	7,905	営業未払金	12
営業未収入金	71	短期借入金	2,192
販売用不動産出資金	783	1年内返済予定の長期借入金	13,394
前払費用	47	未払金	25
未収還付法人税等	526	未払費用	80
関係会社短期貸付金	2,736	未払法人税等	71
その他	521	預り金	98
貸倒引当金	△23	その他	60
固 定 資 産	84,955	固 定 負 債	14,868
有形固定資産	83	長期借入金	14,395
建物	50	関係会社長期借入金	256
工具、器具及び備品	19	退職給付引当金	79
リース資産	12	その他	137
無形固定資産	32	負 債 合 計	30,804
ソフトウェア	14	純 資 産 の 部	
リース資産	17	株 主 資 本	66,831
その他	0	資本金	31,322
投資その他の資産	84,839	資本剰余金	31,581
投資有価証券	5,605	資本準備金	31,581
関係会社株式	9,260	利益剰余金	3,928
その他の関係会社有価証券	55,979	その他利益剰余金	3,928
出資金	317	繰越利益剰余金	3,928
関係会社長期貸付金	15,230	評価・換算差額等	△112
その他	1,045	その他有価証券評価差額金	△112
貸倒引当金	△2,599	純 資 産 合 計	66,718
資 産 合 計	97,523	負債及び純資産合計	97,523

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

(自 平成24年1月1日)
(至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益	2,887	
アセットマネジメント事業収益	361	
不動産投資事業収益	1,619	4,868
営業原価		
アセットマネジメント事業原価	569	
不動産投資事業原価	678	
	2,838	4,086
営業総利益		782
販売費及び一般管理費		1,411
営業損失(△)		△629
営業外収益		
受取利息	552	
受取配当金	591	
その他	48	1,192
営業外費用		
支払利息	950	
貸倒引当金繰入	2,103	
支払手の数	255	
その他	8	3,317
経常損失(△)		△2,753
特別利益		
投資有価証券売却益	178	
その他	2	181
特別損失		
投資有価証券評価損	2,634	
その他の関係会社有価証券売却損	1,243	
関係会社の整理損	2,585	
その他	370	6,833
税引前当期純損失(△)		△9,406
法人税、住民税及び事業税	5	
法人税等調整額	0	5
当期純損失(△)		△9,411

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成24年1月1日)
(至 平成24年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	31,322	31,581	13,340		76,243
当 期 変 動 額					
当期純損失(△)	—	—	△9,411		△9,411
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—		—
当期変動額合計	—	—	△9,411		△9,411
当 期 末 残 高	31,322	31,581	3,928		66,831

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△192	△192	76,050
当 期 変 動 額			
当期純損失(△)	—	—	△9,411
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	79	79	79
当期変動額合計	79	79	△9,332
当 期 末 残 高	△112	△112	66,718

(注) 金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 2 月 15 日

ケネディクス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人			
指 定 社 員	公認会計士	金野栄太郎	Ⓢ
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	山田嗣也	Ⓢ
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	太田裕士	Ⓢ
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ケネディクス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケネディクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 25 年 2 月 15 日

ケネディクス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人			
指 定 社 員	公認会計士	金野栄太郎	㊞
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	山田嗣也	㊞
業務執行社員			
指 定 社 員	公認会計士	太田裕士	㊞
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケネディクス株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成 24 年 1 月 1 日から平成 24 年 12 月 31 日までの第 18 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 25 年 2 月 18 日

ケネディクス株式会社 監査役会

監査役(常勤) 濱口 治 孝 ㊟

監査役(常勤) 林 仁 治 ㊟

監査役 菅野 慎太郎 ㊟

監査役 船橋 晴雄 ㊟

(注) 監査役菅野慎太郎及び監査役船橋晴雄は、会社法第 2 条第 16 号及び第 335 条第 3 項に定める社外監査役であります。

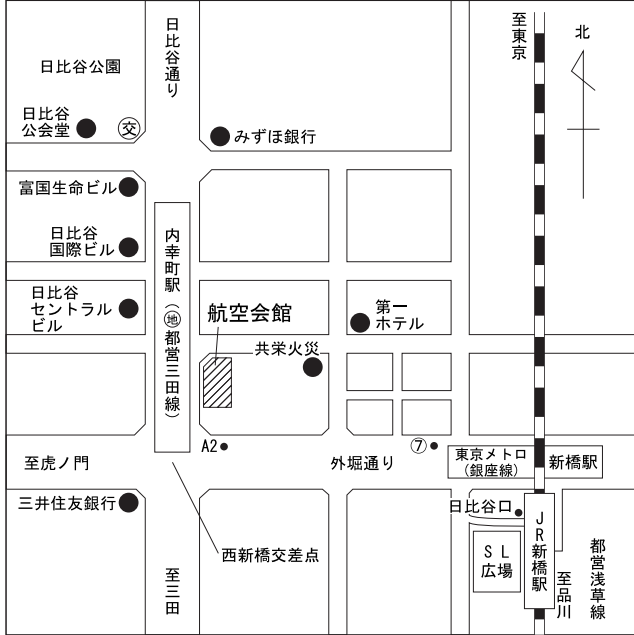
以 上

<メモ欄>

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 7階大ホール



交通：

京浜東北線・山手線・東海道線 新橋駅日比谷口 徒歩4分

地下鉄 東京メトロ銀座線 新橋駅⑦出口 徒歩3分

地下鉄 都営三田線 内幸町駅A2出口 徒歩1分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮願います。